

現名義人様が死亡

親族の協議が必要な場合

窓口にお持ちいただく書類

- | | チェック |
|--|--------------------------|
| 1 申請者の実印（必ずご持参ください） | <input type="checkbox"/> |
| 2 申請者の印鑑登録証明書（発行から3ヶ月以内のもの） | <input type="checkbox"/> |
| 3 協議成立確認書 | <input type="checkbox"/> |
| 第一順位者（現名義人の配偶者および子）全員が記名・押印する。
第一順位者のうち1名（申請者を除く）が実印を押印したもの | |
| 4 協議成立確認書に実印を押した者の印鑑登録証明書（発行から3ヶ月以内のもの） | <input type="checkbox"/> |
| 5 戸籍謄本類（戸籍謄本・除籍謄本・改製原戸籍）下記の内容の備わったもの | |
| ① 申請者の戸籍謄本（発行から6ヶ月以内のもの） | <input type="checkbox"/> |
| ② 現名義人の死亡が記載された戸籍謄本等 | <input type="checkbox"/> |
| ③ 現名義人と申請者の関係がわかる戸籍謄本等 | <input type="checkbox"/> |
| ④ 第一順位者（現名義人の配偶者および子）全員の氏名を確認できる戸籍謄本等 | <input type="checkbox"/> |
| ⑤ 既に死亡した第一順位者が存在する場合、その死亡が記載された戸籍謄本等 | <input type="checkbox"/> |
| 6 東京都霊園使用許可証 | <input type="checkbox"/> |
| 紛失の場合は、直近の管理料領収書（口座振替の場合は口座振替通知書） | |
| 7 承継使用申請書及び誓約書 | <input type="checkbox"/> |
| 用紙は申請受付窓口にて用意してあります。
申請時に記入し、申請者の実印を押していただきます。 | |
| 8 手数料 1,600円（承継使用申請墓所一ヶ所につき） | <input type="checkbox"/> |
| 9 郵送料 切手 450円分（新しく発行された霊園使用許可証を郵送する簡易書留代） | <input type="checkbox"/> |

※上記1～6の書類等はすべて原本をお持ちください。

※印鑑登録証明書以外の提出書類について、原本還付を希望される場合は、「原本」と「写し」を提出してください。

申請は上記の書類等をそろえて ①ご利用の霊園管理事務所、
②ご利用以外の都立霊園
③（公財）東京都公園協会霊園課 の窓口で行なってください。

※ 郵送による申請はできません

お手続きの際に不足の資料があった場合等は、ご協力をお願いいたします。

〒 ー 住所
東京都 霊園管理事務所 ☎ () 担当

〒160-0021 新宿区歌舞伎町2-44-1 健康プラザ ハイジア10階
公益財団法人 東京都公園協会公園事業部 霊園課 ☎ 03 (3232) 3151